



那珂カントリー倶楽部 利用約款

常総観光株式会社

令和4年4月1日

(第一章 総則)

第1条 約款の適用

当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は、当クラブ会則（クラブ規約）、細則等による外、本約款に従ってご利用頂きます。

第2条 利用契約の成立

当ゴルフ場においてプレー使用とする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当クラブ（会社）は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条 利用の申込

当ゴルフ場ご利用の申込み、予約金、違約金等の取扱については当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

第4条 利用の拒絶

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1、満員でスタート時間に余裕がないとき
- 2、天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 3、暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する構成員の利用
- 4、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
- 5、その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

第5条 利用継続の拒絶

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1、利用者が第4条第3項、第4項、第5項に該当することが判明したとき
- 2、当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
- 3、天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- 4、その他本約款に違反したとき

第6条 休業日・開場時間・スタート時間

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。

但し、臨時的に変更することがあります。

第7条 金銭その他貴重品

金銭その他高価品は、貴重品ロッカーをご利用下さい。又は所定封筒に記名封印の上、フロントにお預け下さい。お預け頂かない限り、責任を負いません。お預り品は預り証の持参人に預り証と引換にお返しします。預り証を紛失した場合は直ちに届けて下さい。届出前の責任は負いません。

第8条 携帯品、自動車

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

第9条 危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、フォアキャディ又はスタッフのアドバイスの如何に拘らず、自己の責任でプレーして頂きます。

第10条 ティーイング・グラウンドにおける素振り

素振りは、ティマーク内の打席又は、特に指定された場所以外ではなさないで下さい。打者以外のプレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

第11条 飛距離の確認

先行組に対しては、後続組の打者はフォアキャディ又はスタッフのアドバイス如何に拘らず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

第12条 フォアキャディ又はスタッフの合図

フォアキャディ又はスタッフの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に進出したと判断されるときは合図であるから、合図があっても自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

第13条 打者の前方に出ないこと

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第14条 隣接ホールへの打ち込み

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

第15条 退避

後続組に対して打球させるときは、先行組は後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第16条 ホールアウト後の退去

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第17条 雷鳴が近づいた場合

雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

第18条 火気使用 喫煙

コース内やクラブハウス内での火気使用及び喫煙は、定められた場所以外は厳禁とします。またマッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して所定の灰皿へお捨て下さい。

第19条 違背の場合の責任

利用者が前9、10、11、12、13、14、15条、後24、25、26、27に違背し、第3者の傷害等の事故を発生させた場合、また前9、10、14、15、16、17、18条、後24、25、26、27に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

第20条 プレー終了後のクラブの確認

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、過不足、間違い等の有無を確認して下さい。確認後は、クラブ不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

第21条 施設に損害を与えた場合

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設および第3者に損害を与えた場合は、当該利用者が損害賠償の責を負うものとします。

第22条 施設内への持込禁止

施設内に下記のものを持ちこむことをお断り致します。

- 1、動物等のペット類
- 2、著しく悪臭を放つもの
- 3、銃砲刀剣類
- 4、発火・爆発の恐れがあるもの
- 5、騒音を発するもの
- 6、その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

第23条 プレー開始後の料金のお支払い

プレー開始後、利用者が任意にプレーを中止した場合においても、予約申込み内容に基づくプレー料金を申し受けます。

第23条 行為の禁止

施設内で下記の行為はお断り致します。

- 1、賭博、その他風紀を乱す行為
- 2、物品販売、宣伝広告等の行為
- 3、プレーヤー以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）
- 4、他人に迷惑、又は不快感を与える行為

(第二章 乗用カートの利用)

第24条 安全運転義務

コース内の運行に関して、電磁誘導式カートを採用しており、通常はリモコン及びカートボタン操作にて運行していただきますが、悪天候やその他の事情により、プレーヤーによる運転操作にてカートを運行していただく場合があります。運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により当該カートを運行（運転）して下さい。

第25条 運転中および同乗者の注意事項

- 1、電磁走行中のカートは人や物には反応しませんので、カートの前後にはご注意ください。
- 2、発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認した上で行って下さい。
- 3、起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速の上、低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者へ声を掛ける等の注意を促して下さい。
- 4、同乗者は必ずカートの把持部分（アームレスト）に掴まり、カートの走行中は前後左右にご注意し、カートから身体、衣服、用具等がはみださないよう留意して下さい。
- 5、カートは斜面その他の不安定な場所、打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- 6、カートを離れる際は、必ず他の利用者の降車を確認し、駐車装置（パーキングブレーキ）をかけて下さい。
- 7、カートの乗車は定員を守り、乗降に注意し、急発進、急停車、スピード運転、無謀運転をしないで下さい。
- 8、管理作業員、作業車両、とのすれ違いに充分注意をして下さい。
- 9、運転者は、カートの運転に関しては、前項に定めるほか、カート用通路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠して、これを行って下さい。
- 10、カートは止むを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所で走行させないで下さい。
- 11、飲酒された利用者は、乗用カートを運転してはいけません。

第26条 利用の中止等

- 1、利用者に、次の事由がある場合は、事情に従い、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止して頂くことがあります。
 - (1) 運転者に、運転者の資格のないことが判明した時。（電磁誘導走行時は除く）
 - (2) 利用者に、この約款あるいは会則その他の規定に反する行為があった時。
- 2、前項の事由にかかるカートの他の利用者についても、事情に従い前項の禁止ないし中止措置をとらせて頂くことがあります。

第27条 事故の場合の責任等

- 1、運転者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カートその他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
- 2、冬期は、カート道等、あらゆる箇所が凍結する可能性がありますので、十分注意を払って下さい。もし、事故の原因が不注意に起因する場合は、当クラブでは責任を負いません。

第28条 本約款の改定

本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。

以上